



正本
新

野問卷

上

新
野
問
卷
上
印

9

73
3541
1



門 7 係 3
9541
卷 1-2

正本新野問答

君美公

船郷



倭名類聚抄より六歳七歳の國名のり、郡名を以て
号六七八九、五郡の下多し、地名を以て、以て地名
同、名のより、中、如、何、以、致

庄園

庄園の中、その古、その例、その申、そのお、そのへ、その
官、その司、その中、そのの、そのお、そのを、その中、そのお、そのへ、
其、其の中、その中、その中、その中、その中、その中、その中、その中、
其、其の中、その中、その中、その中、その中、その中、その中、その中、
其、其の中、その中、その中、その中、その中、その中、その中、その中、

開園 寄人

あつきの記福和而を文屬あつき身も此職名あつきの
いづれあつきをさつするあつきを

公文 地業

あつきの地目地業のあつきのあつきのあつきのあつきの
あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの
あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの
あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

史部 使部 門部 付部

あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

帳内 資人 付見 火毛 難走 放免 衆

人長 倍後 相模 最子 助子 権子

あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの
あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

射被あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

押部 使

あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

善部 善女

あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

文官 武官

あつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきのあつきの

麻呂 菊呂

是皆郡公の爲也此はもは名も天和の郡
也我も亦は伊勢物語に如くは里は名も
するも其の地は名もするも其の地は名も
するも其の地は名もするも其の地は名も
するも其の地は名もするも其の地は名も
するも其の地は名もするも其の地は名も

庄園

是も今の知行取の中のものか
在字の韻會田舎也此は字通
無間勸令還置曰群曰我莊三千所
也今按莊園と云ふものには
此も以不封地賜曰祿莊園
なる中にも世々及ひしものも先王の法

は地はひろくても法は中
もいふありけり我邦上古王制
之法は卿戸計口以班田は戸は一軒
主人以下も弟も婢も十口は一軒
給ひはるも一は田二畝也八畝は
五分米は五畝は七分米は五畝は
五分米は五畝は七分米は五畝は
五分米は五畝は七分米は五畝は
五分米は五畝は七分米は五畝は
五分米は五畝は七分米は五畝は

田を立止るべきは其位
田蔵田出ぬ封戸もその上は一略二把の租をかける
位田より又位以上の階田を流す令三位半所より
職田ハ大納言以上の職重より右又田を流す令三位
田大納言半所以上の中者戸の中は令三位封戸も百
戸の中は令三位半所の中は百軒を流す封戸代封戸
の字の意は其位の中は令三位半所の中は令三位半所
てとつては田畠富饒奢るる國治り繼ぐるはくは
此のよ賜田の中は是ハ田令別勅賜人田を名賜田と
し此田より后妃湯沐之料切旨報旨田令令取切世
名給と切傳世するはくは是を位より被任職の田もそ

身薨卒年俵へ返還中より収りは多も死没して収り
又あきくようは生かすめを班給仍班田之法六年
一班令位の中は又輸地田の中者よりはくは是を
難判の田外は行かあきくする田は是を禮之料作
して是を班給此は毎國の差不同此は是を班給
此田より是より返還進中よりはくは是を班給別班を
立班も是より田の中者よりはくは是を班給別班を
するは政より自給するは是を班給はくは是を班給
たるは及后妃湯沐之料外家よりはくは是を班給別班を
寄給入は是を班給大納言切田は階中階中
の料も給入はくは是を班給及后妃湯沐之料も外家

源明押るの訓の示朱古意形兵指すくし子竟
を先守るの讀の因存皮集ハ從獨成ゆる
又疑きくは社字杜の訓は申ゆる語
のありくは但古くは集

福まこと成ゆのちあ中なるは
たらやのちなるあ 社の成杜の訓は
わの讀説うく申誠是形あ何くは又略社を本志
かきあまのちなるあ中くは教を固社を訓で
二指あ家為社各樹を正可造く本なるは 社の家
にこのまこと訓のしは社をけいあはくは
有杜字をあぬのまき訓は社字まき之説無誤

萬一万余の社をていりまわて杜のまじ古来用は
あおるあまきくは又このよる細なる

勲位

二種を軍功を以て叙位は年長中せむ武位は
自在を初位文位の中の上は軍功を以て位は
右大臣右侍右大臣右侍右大臣八年誅志は押備
除勲位等出類の神社勲位非を折軍の實の時
勲位をくはあつりくは出勲位位中の時
中なるは初なるは實なるは定長の乃大平日
を承承守門邊邊の時承承端を越くは不除
二載自申邊邊をくは守くは考の文位
用古字純友

臨海府よりと海賊の憂は久し不節好むと大切なり
熟信の沙汰するてハコトありと存之を後程義我が示
能長程子良但心働ハコトあり出 初命するよりして
つとて實ハ報紅鯨言ハコト是も更熟信するて
す〜の義我するてハ熟信の〜ハコトあり
〜の義我するてハ熟信の〜ハコトあり

上野と越後陸中

此國の女をさす〜の守〜の守〜の守〜の守
とたのまを明の親王儀の遠程は女常變給ふ所
よるは國の女守とも市より〜の親王〜の義我
うれ〜の但海女物語もあはるの〜の義我女を
〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
ハ圖守の〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
其其得〜の守〜の守〜の守〜の守

別當 句當

別當句當の〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
神の〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
少〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
毎〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
は實をハ急名〜の守〜の守〜の守〜の守
を〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守
の家人〜の守〜の守〜の守〜の守〜の守

是より中よりあり也

法徳の所新なる

此の目も指す所は中より是も代記といふ是は徳の徳の中より
解はるは元と王劉林と兵と中て和協を興るは林劉
の世よりとてその是も亦あり村を不給也卷の
奸強の之を悉く獲りて公の之を興るは世の
徳を似挿女傷射害之を急王法に示す戒
徳に亂後人の徳を之を興るは世の
ありては是も亦ありては我邦の
より徳の所新なるは徳の徳の中より
徳の徳の中より徳の徳の中より

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

是より中よりあり也

六府八近衛兵衛
衛門九右之右衛門

合て八人の園白の^貞良の如敷の如敷府中名を呼ぶ
十人を召す。此家此家下は後々大臣出の如敷
良敷を兼府官人の如敷を馬の如敷を召す。其如敷
即ち良敷を中官に召す。此官人と名稱す。其如敷を
後を召す。良敷所の中官に後を召す。其如敷を
九條等より中門官に召す。其如敷を
大上天皇に御禮位後。新帝より良敷を召す。其如敷を
其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。

内省人

是を申移者の如敷先がと申移八省の如敷を召す。其如敷を
其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。

又内省人良敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。
其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。
其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。

書長

是を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。
其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。
其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。

近清

是を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。其如敷を召す。

を専らにして申付るを御官に御監納費を御官に御申
紙と典と此のれを御官に御監納費を御官に御申
公省御國に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
ありし是を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申

使節

此の國を先づ申す

是れを御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
和利御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申

門部

此の國の御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申

使節

是れを御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申

帳目 資人

この帳目を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
中此の帳目を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
資人の中此の帳目を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
人の中此の帳目を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
中此の帳目を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申

健児

この帳目を御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申
のを御官に御申付るを御官に御監納費を御官に御申

これら諸君が氣になさるる事あるに似たり哉とわらうるを
こゝろに思ひかへしうらうらとゆふとこそやあぢきんと
やとらやうと徳国の事務をりし政所は侍下職の名に
二の侍下の中きこらうとこそは定職中即ち侍下と
健児者能く心遣ひし侍の中も物勤と申す國の是を
幹の吉世に於て御志を徳王の傍に侍
仕下品と云

大長

換非邊健庭のトトとまじ官人なり

雑色

九侍と申す古くは御下位に与ふる事也此位に
右の侍と云雜申の御下位を常し者も侍と云
此は官名がのち多きを以て申す所を二侍と云雜色を
侍と申す事なる事ある事也此位に御下位に
洞の下北面よりとも廣揚が御下位に今彼御下位に御下位
あつた御下位よりいふ所の侍の中は御下位の雜色
と申す事ある位なる事也此位に御下位に御下位の御下位
らうらうらと申す御下位なる事也此位に御下位の御下位
の御下位なる事也此位に御下位の御下位の御下位の御下位
と申す事ある位なる事也此位に御下位の御下位の御下位の御下位

御下

はましくなれり同のちもやうに世間中御下位なる事

斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある... 斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある... 斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある...

斗好免の法

斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある... 斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある... 斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある...

斗好免の法... 秘記ある... 伊豆の国... 秘記ある...

兼定記曰清車副四人各福衣以爲説在申の位を各福衣
有永記の意ハ車副三人の位後の名は福衣を三人
之申の位は各福衣の時き海は是より一各福衣乃
之を加ふと申す申すと怪んぬ一と申す申す申す
申す一と申す福衣は是を福衣と申す申す申す
記は右大将位の時各福衣の位は申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

五つ申す申す一各福衣の時各福衣の位は申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

人告

是ハ神樂の舞人申す

陪流

加賀後春の位も申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
して陪流の申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

相換 目目

是の位は申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

助目 撥目

これ位は申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

乞人

競る射被束の時左也

の人れ心より念人としてあつたこと云々の

押頭使

是を詰問日知知りし事並に威い書堂道捕りし

或條時に盜賊起る時おれれしこといれしこと依りて

因り兼常の例より年三三押頭之儀ありて管押友

たりしこといれしこといれしこと

書侍 書女房

六位の位を領し給ふ事ありし事ありしこといれしこと

事ありしこといれしこといれしこといれしこと

女官 女房

大政大臣以下諸司の者詰問日知知りし事並に

この府官人証事能事府官事並に官事

麻呂

是を詰問し一より右の事ありしこといれしこと

中より治海を四男より又何し是に中より國の儀あり

る事ありしこといれしこといれしこといれしこと

今も官事並に書事ありし事ありしこといれしこと

御事ありしこといれしこといれしこといれしこと

ゆりし事ありしこといれしこといれしこといれしこと

を内書並に官事並に海賊を詰問し事ありしこと

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

平家正盛

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

平家正盛

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

平家正盛

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

平家正盛

平家正盛の御事
平家正盛の御事
平家正盛の御事

君美問

一 冠 厚額 薄額 透額

多を割如く押色高しは夜

細燕尾 細きり之は物欵

一 馬帽 之馬帽 左は眉 右は眉 馬形 平形

細馬帽

多を物と高しは夜

又川之馬帽 多を馬帽 温座馬帽

従比馬帽 多を物と高しは夜

マヤ

一 束額 帽額 多を物 多を物 多を物

一 袍 多を物 多を物 多を物 多を物 多を物

詳なりしは致無致より始りて此の如くは
若祀 一は此の祀より一は此の致を色に
二は此の生此の生 澤此の生

一は此の詳より此の詳より此の詳より
一は此の詳より此の詳より此の詳より

一 半臂 一 女衣 一 袖

一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より

一 大口 一 茶籠 一 紅丸 一 大口 一 女衣 一 袖

一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より

一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より

一 出衣 一 女衣 一 袖

一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より

一 中衣 一 女衣 一 袖

一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より

一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より
一は此の女衣より此の女衣より此の女衣より

一 襦 大襦 小襦 古くは襦の字よりなるといふも
 志すこころひきくしんをさしおききりし中をいふに
 一 素袍 襦 此の素袍襦をいふに
 一 衣袍 襦 此の衣袍襦の字よりなるといふも
 のひきりし中をいふに

附

一 窠 窠 一 笠形 一 二 藍 一 龍 鱗
 此の窠名目ありて中をいふに
 一 玉帯 有 好 巡 方 有 好 丸 輪

此の窠名目ありて中をいふに
 一 玉帯 有 好 巡 方 有 好 丸 輪

瑪瑙帯 瑠璃帯 色多玉帯 斑犀帯

此の窠名目ありて中をいふに

一 方力 飾 方力 名目ありて中をいふに
 細 叙 野 叙

此の窠名目ありて中をいふに
 一 螺 細 巾 代 螺 細 前 後 螺 細 袖 螺 細 前 後
 此の窠名目ありて中をいふに

詳に作りなすありしき又馬しりしは
前記 終の終はしりしき

草牛 何れもしりしき又當時の九の均の前記
草牛のしりしき

沃地 何れもしりしき

金作 何れもしりしき

字唐 何れもしりしき

黒漆 何れもしりしき

用しりしき

そのしりしき

鳥類 何れもしりしき

一 鹿 鹿皮 竹筒皮 鹿皮 班粘 陸鹿鞘 鶏

一 細瓦鞘 丸鹿鞘 各を製しりしき

一 平指 紫淡 赤淡 楳淡 楳淡 楳淡

一 弓 箭袋 弓 式指身 備 大真巻

一 平胡 藤 木代 狸 前記 狸 前記 狸

一 臺胡 藤 一 狸 胡 藤 一 靱

一 師 約 斤 約 本 何れもしりしき

一 臺胡 藤 一 狸 胡 藤 一 靱

一 臺胡 藤 一 狸 胡 藤 一 靱

一 臺胡 藤 一 狸 胡 藤 一 靱

一 靴 各形 角靴 全網上等

是より細く又細く一筋とハ何と申す

靴 半靴 靴半靴の形馬一と申す靴襪常草

靴 半靴 靴半靴の形馬一と申す靴襪常草

消靴

履 烏皮履 沙履 漆履 毛履 白糸切履

履 烏皮履 沙履 漆履 毛履 白糸切履

靴 厚靴 移靴 厚靴 移靴 水干靴

右より別因より一と申すの靴は白糸切履一と申す

水干靴 銀靴 鏡靴 黒靴 黄靴 赤靴 甲靴

水干靴 銀靴 鏡靴 黒靴 黄靴 赤靴 甲靴

此より別因より一と申すの靴は白糸切履一と申す

一 唐靴具 靴襪 口結 表敷 表腹帯 澄 刀草 裏

銀面 草蒲形 角袋 尾袋 雲珠 頸結 八子

大滑 草靴 杏葉 楯鞆 駒付 子綱 差繩

川五五繩 此より別因より一と申すの靴は白糸切履一と申す

一 移靴具 靴襪 左車 右滑 靴 裏 子綱

鞆鞆 鈴 此より別因より一と申すの靴は白糸切履一と申す

一 傳靴具 靴襪 表裏 切付 大滑 靴 裏 子綱

乃活障 此より別因より一と申すの靴は白糸切履一と申す

一 鞆連著 鞆靴 楚鞆 小結 連子結 辻結

此より別因より一と申すの靴は白糸切履一と申す

一切 小結 竹筒 荒 葦履 水筒

切符の形今の割に一回くくひんを二半とやう
いひしを

一 澄 壹舌長 半舌 舌籠 三割めひんを

一 磨 鏡鏡無めひんをくくしひんを
ま〜い〜しを

一 子網

後背法 葉族 挿族 組族 三割めひんを

一 差繩 菊打交 前束 白打交 山吹 此符濃

一 鞆履 打鞆履 織物鞆履 透鞆履 鹿皮鞆履

一 麻皮鞆履 鞆履めひんを

一 差繩 綾打交 布打交 白布

一 車 轎車 五線色車 尾眉車 二層麻車

一 羊籠車 撥柳毛車 網糸車

右名目より下より大の糸小の糸をくくしひんを

一 踵牙笠束 少足牙束 八め何指の糸を

一 雲法袍 獅子態 琴琴丸 雲法布袍

此束の形めひんを 雲法束をくくしひんを

一 雲法袍 獅子態 琴琴丸 雲法布袍

附

錦 袖襦 提腰 綿袴

此束の物も割詳くはりしを

馬副仕立束 三割と六割の間のものとして

福衣袴 一古代

子振仕立束 子振といふ名の物と申す候

茶袋袋巾

一 小名人帯仕立束 小名人といふ名をいふ候のもの候

袴衣と申 色留 赤千袴

一 難色仕立束 難色といふ名をいふ候もの候

のきり候

一 平礼と六千 白袴と申 礼袴

一 車副仕立束 車副といふ名のものと申す候

馬帽子と申す候

一 牛飼仕立束

赤千首袴

三割より以下牛飼といふ名をいふ候もの候

一 后飼 一馬籠

一 飼方 此の字の意をいふ候もの候

おろしと申す候もの候

一 存子飼仕立束

綿帽子 紫緞袴衣 白布袴 壺袴甲

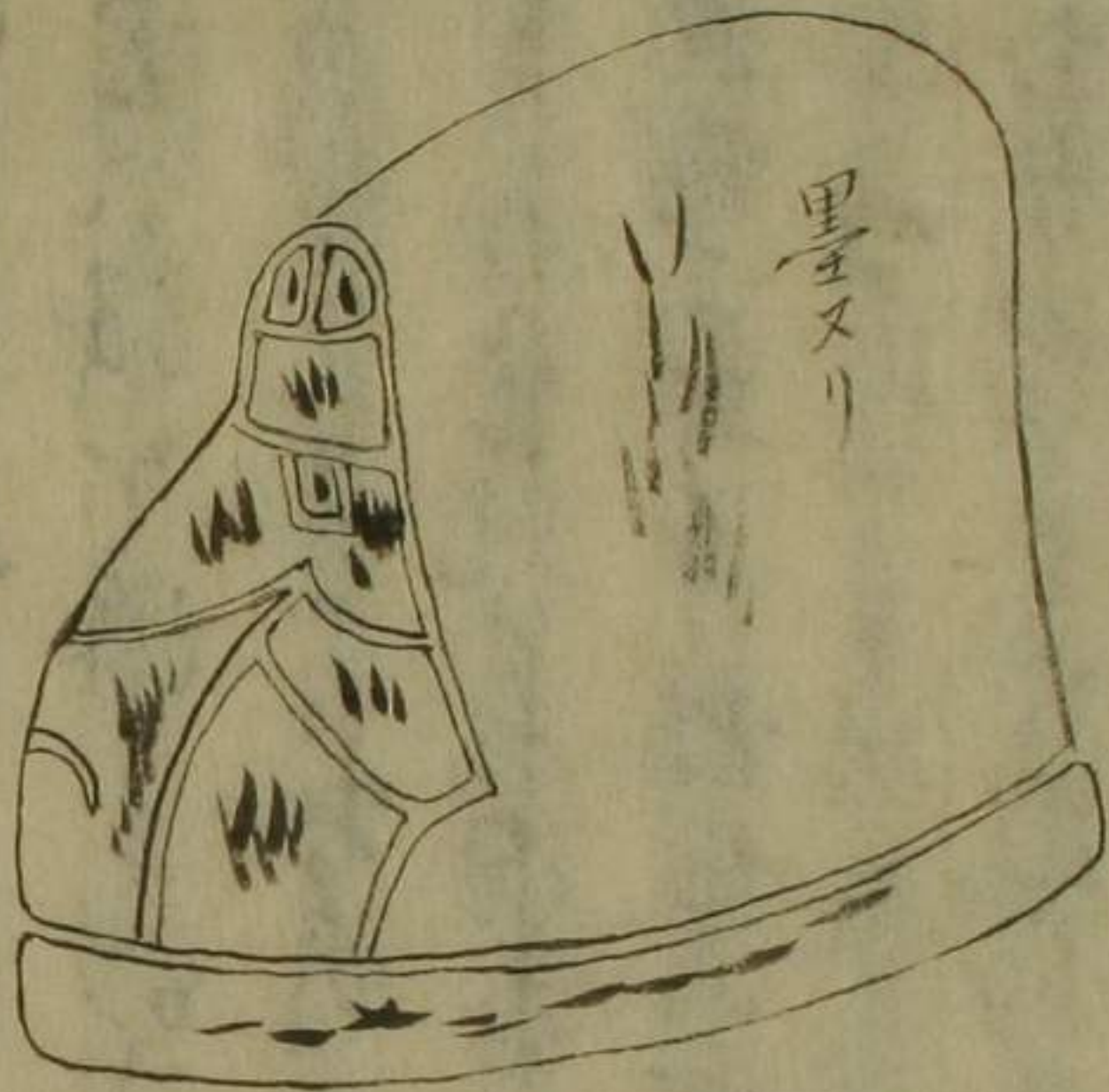
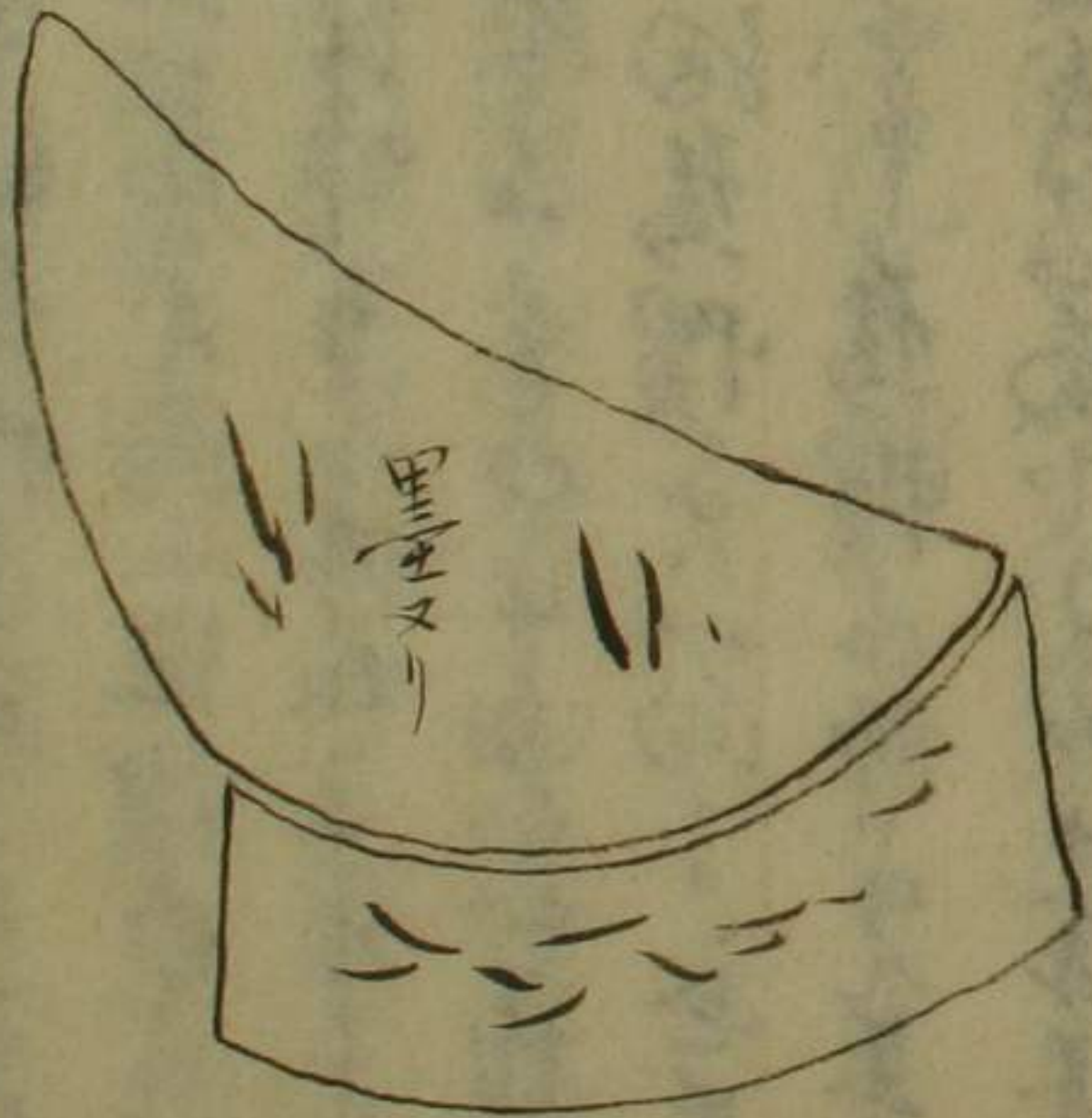
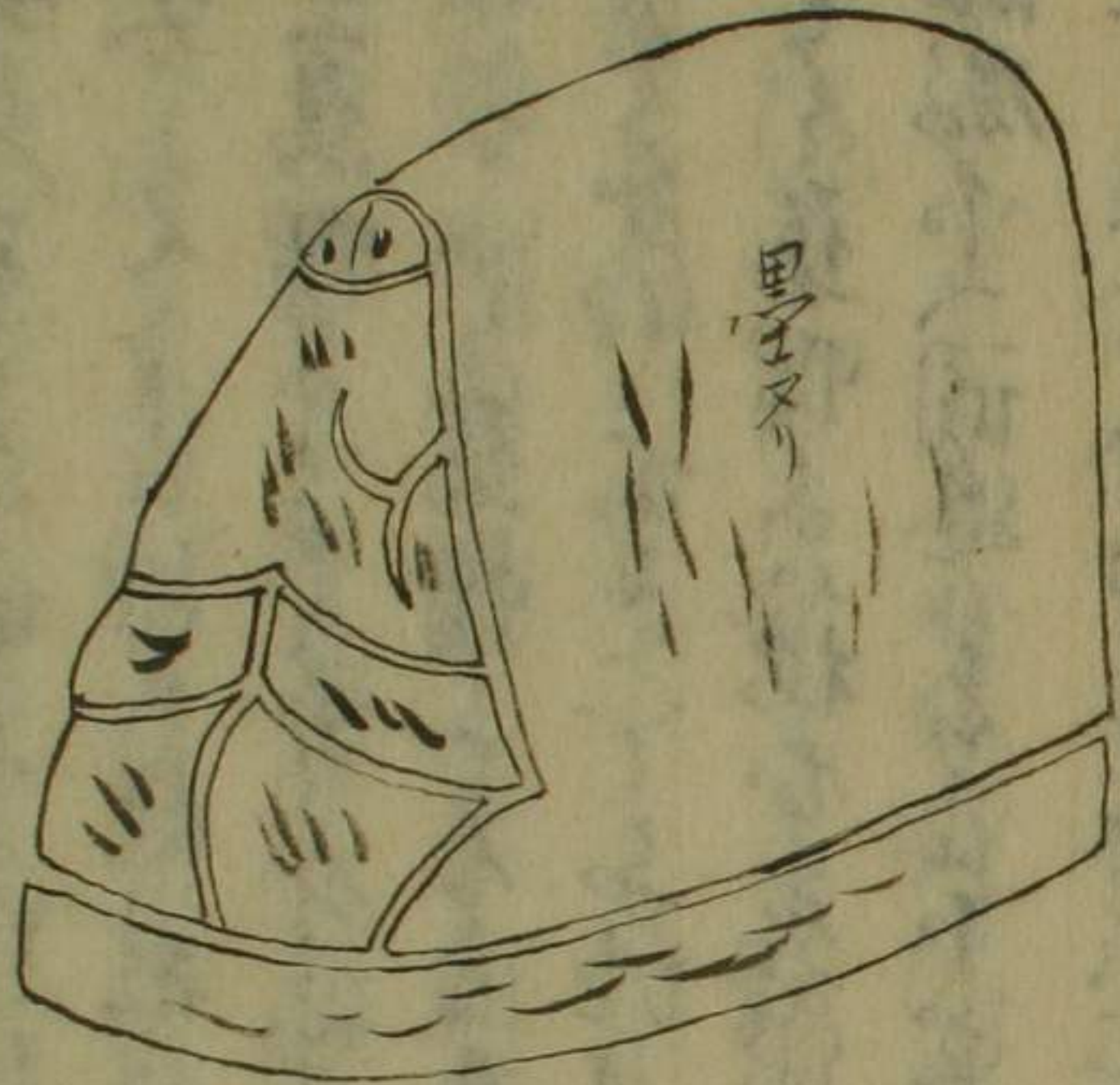
熊河麩 餅囊 紅襦 烏頭釵

一 犬飼仕立束

帽子 紺布袴衣 跳草袴

一冠厚額 薄額 透額
 簿抄曰羊少之人月為額近氏依之額不依羊額用
 厚額僻也甲羊式用羊額 三光悅因府抄實法
 釋曰厚額常之冠羊式為額透額同物亦自元後
 至十六日來月透額之冠額才半月形之透額裏面
 羅之透額之冠額也其說所不其半月形之
 簿抄不載之半額也式半透額負和六年正月十六日
 野宮內府云云
 記曰冠透額半透額之冠師說也
 額之方半令透也其高也其厚厨子正前為前
 宗恒朝臣令中同以之云云其半之像也

一冠厚額 薄額 透額
 簿抄曰羊少之人月為額近氏依之額不依羊額用
 厚額僻也甲羊式用羊額 三光悅因府抄實法
 釋曰厚額常之冠羊式為額透額同物亦自元後
 至十六日來月透額之冠額才半月形之透額裏面
 羅之透額之冠額也其說所不其半月形之
 簿抄不載之半額也式半透額負和六年正月十六日
 野宮內府云云
 記曰冠透額半透額之冠師說也
 額之方半令透也其高也其厚厨子正前為前
 宗恒朝臣令中同以之云云其半之像也



この方のくわ烏帽をかぶる所

前木口至前經叙安元二年二月甲子注王如來已
四忌東常攝前年及後又織國口號之官形白字又織國
表禱又曰至為是攝前年及後又織國口至又經九九
久表禱

梓楸

表後方表亦能或
表為獲首表濃獲首

治承三年三月甲子字聖初奉山櫻白改甲約通親朝長
梓楸織國口至為是表禱表對以二年二月廿日注朝
至為白大約世家來淳文梓楸口號楸也白字又表禱

柳 表白表香

天壽二年正月甲子朝觀台記曰今日殿下命為極唐綾
下表禱名 唐綾表禱治承元年二月二十日注王如來

曰國白與織國楸口至注表聖又表禱又曰在右后柳綾張

口至表實白字 此乃大御之終也中御之資賢冬議教聖
着為後楸口至表聖次一乃如說面實表聖之系家
須表實於此表聖也安元

二年三月甲子至為白肉右后表聖淳文口至又官形
白字又表禱又曰實家表聖為之二倍織國口號又告
至為實信又禱治承元年十二月十七日蓮花山院
深竹表王如來
曰至人心在道中約定能知信常願持弓矢能着
織國表聖為口號為白字

蘇 表為表 表聖

應永其年四月甲子表聖八傳北島甲子口號表聖
表禱為白字又官形表聖

牡丹 西蘇首表白

因上中山中細之牡丹下發而後首深望又又牡丹之後表

御賜

因之資雖胡自御賜也

心之資雖胡自御賜也

梓梅亦之有月之表牡丹之白月之表

其有定信全別所信表也

地埋叙紫淡平端之動感也

表打

紅紫

總用例裁機所之表及管之

紅紫 表前表表

以安之年正有月之表

表濃蘇首

海承之年十一月十七日

深蘇首之在深之表

葡萄深名見也秋記注花

官店之年二月九日

發天承之年四月十七日

甲之記曰打之在何

海也元之海之在也

之表之表但歸之

前年

實錄三年三月九日... 永平二年四月... 後首端...

已上...

為...

美安四年七月... 之向... 誠...

永平

極...

久壽二年...

永平四年... 此回...

為...

應永三年... 丁...

為...

同之... 蘇... 竹...

若...

同之... 若...

山吹又富貴霞浮嫩紅
又牡丹香穠欲死

盧橘 面紅美果

同之極豐然其色如橘
檣枝 喜酸其 前受香穠
同質光如白 花穠口香
移面

苜蓿 面紅美果

同之花山從方 忠定
表 表紅如梅

黃

同之主人黃 沛日
久為丸

青竹葉

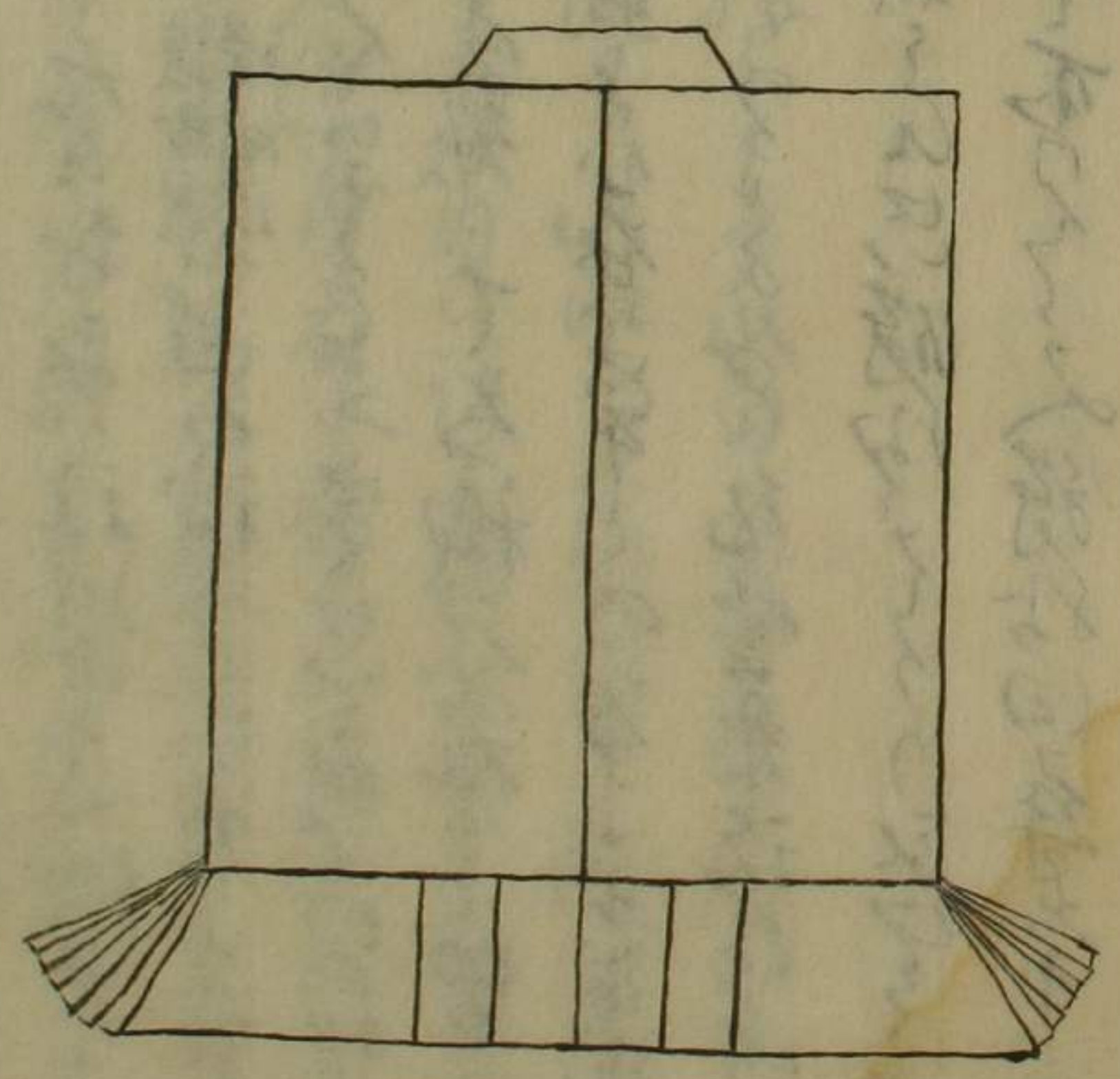
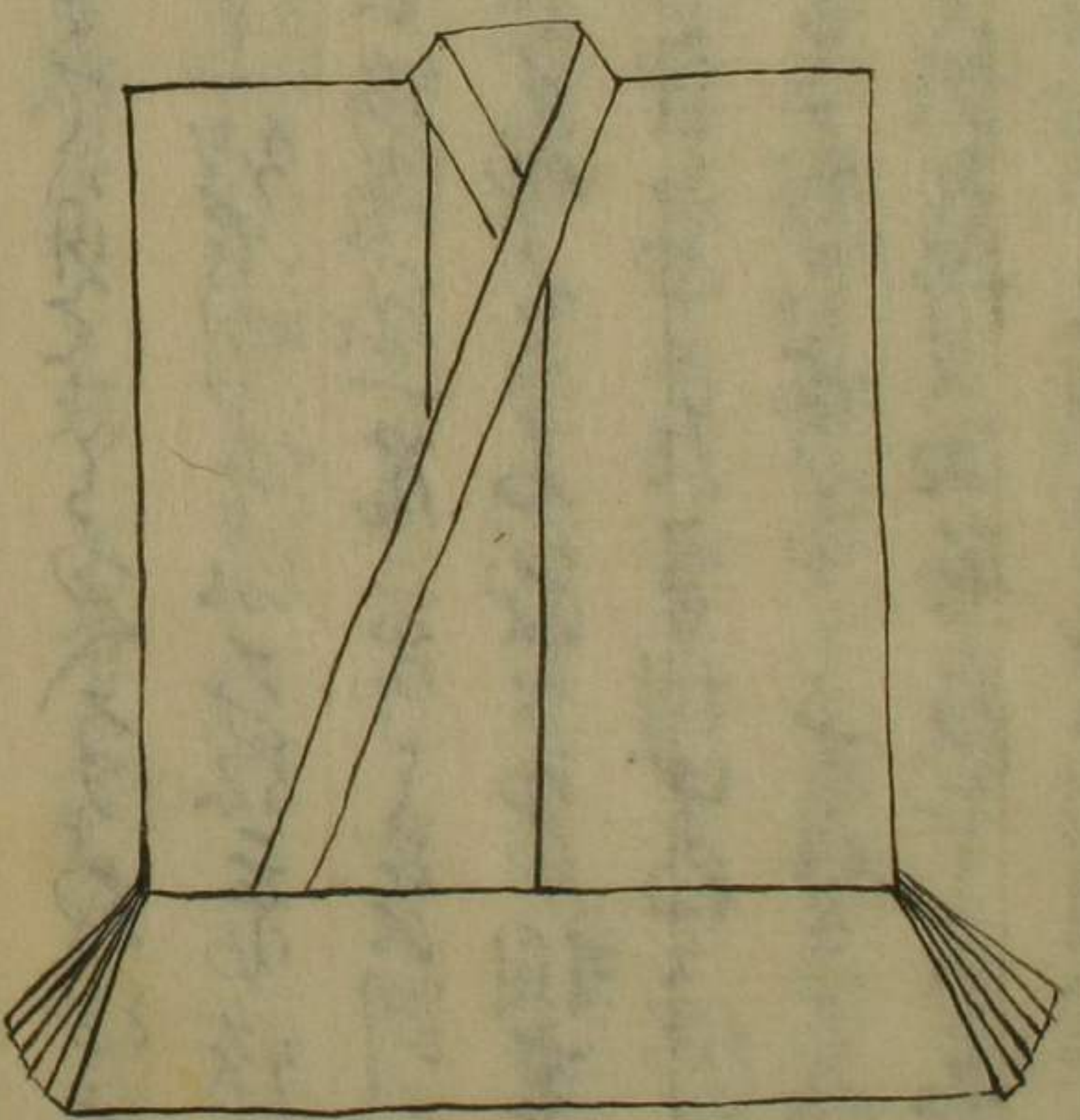
治兼回年 宜月
親能開 喉香
今白青竹葉

引純

以坐元年 八月
紫前門 乃九月
首

四

先例毎度の様に
この紙を折るとして
折るべき所を
示す



四

[Faint, illegible handwritten text in a cursive script, likely Chinese, covering the right page.]

